

「柏崎市第三次歯科保健計画」策定に向けて

1 第三次歯科保健計画策定の方向性

現在、健康推進課が所管する健康づくりに関わる4つの計画（「第二次健康増進計画～健康みらい柏崎21～」 「第2次歯科保健計画」 「第3次食育推進計画」 「自殺対策行動計画改訂版～オープンハートプラン～」）がいずれも令和7年度（2025年度）に計画の終期を迎える。

次期計画は市民の健康寿命の延伸に向け、施策を総合的かつ計画的に推進していくため、基本理念を共有し、4つの計画を一体的に策定する。

	平成 18～24 年度	平成 25～29 年度	平成 30～令和 4 年度	令和 5～7 年度	令和 8～13 年度	令和 14～19 年度	
柏 崎 市	健康みらい柏崎 21 H18～H27	健康みらい柏崎 21（第二次） H27～R7			4 計画を 一体的に 策定	★中間評価	★最終評価
	食育推進 計画 H19～H24	食育推進計画 （第 2 次） H25～H29	食育推進計画（第 3 次） H30～R7				
		歯科保健 計画 H25～H29	歯科保健計画（第 2 次） H30～R7				
			自殺対策行動計画 H31～R7				
県	新潟県 歯科保健 医療計画 H13～H24	新潟県 歯科保健医療計画 H25～R2	新潟県 歯科保健 医療計画 R3～R6	新潟県 歯科保健 医療計画 R7～			
国	健康日本 2 1 H12～H24	健康日本 2 1（第二次） H25～R5		健康日本 2 1（第三次） R6～R17			
					★R11 評価	★R15 最終評価	

2 計画期間

令和 8 年度（2026 年度）～令和 1 9 年度（2037 年度）年度の 1 2 年間

計画開始後 6 年（令和 1 3 年（2031 年））を目途に中間評価、計画開始後 1 1 年（令和 1 8 年（2036 年））を目途に最終評価を行う予定とする。

3 委員の任期及び推進会議の開催について

4 つの計画それぞれ推進会議について、歯科保健計画のみ任期が一年ずれている。

令和 7 年度（2025 年度）に委嘱される委員の任期のみ 3 年間とし、委員の任期を他の計画の委員任期と揃えることとする。

また、次期計策定に向けて、令和 7 年度（2025 年度）は歯科保健推進会議を年 2 回開催する。

(和暦) (西暦)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
健康づくり推進会議		任期		任期		任期			
歯科保健推進会議	任期		任期		任期		任期		
食育推進会議		任期		任期		任期			
自殺対策推進会議									

計画の
一体化